

松 尾 憲 橘 編

複 式 簿 記

(改 訂 版)

東 京 森 山 書 店 發 行

執筆者紹介

明治大学教授 中村美智夫
大東文化大学助教授 鈴木一道
立正大学助教授 加藤吉則
千葉敬愛経済大学助教授 鈴木明男
札幌大学助教授 前林和寿
立正大学助教授 鈴木孜彦

著者との協定
により検印を
省略します

複式簿記(改訂版)

定価2,300円

1973年4月13日 初版発行◎

1976年1月14日 改訂版

1981年4月10日 改訂版6刷

編者 松尾憲橘

発行者 菅田直実

発行所 有限会社 森山書店 東京都千代田区神田小川町1-3
小川町ビル 1F 101
電話 東京 (03) 293-7061 (代表) 振替口座 東京 8-32919

落丁乱丁本はお取りかえいたします 印刷・向上印刷 製本・中央製本

改訂版への序

わたくし達が本書の初版をあらわしてから、すでに3年間がすぎさろうとしている。その間、いく多の人達が本書で簿記を学んできたことを思うと、大きなよろこびを覚える。また、わたくし達に尊い御叱声を下さった方々に、心から感謝申し上げたい。

周知の通り昭和49年に、企業会計原則、商法、財務諸表規則等に一連の改正が行なわれた。この改正は財務諸表をより一層整備することを目的とし、諸規則、法令間に存在する考え方のへだたりを調整することを通じてなしとげられた。この改正によって、とくに決算時点における取引の簿記処理や財務諸表の構造は著しく変化し、その影響は決して無視できるものではない。そこで、これを機会に再び検討をくわえ、改訂すべきところは内容を新たにした。この結果改訂部分は、かなり広範囲にわたるものとなった。さらに、簿記を学びやすくするため、練習問題を附録につけくわえた。

本書の改訂にあたり、森山書店の菅田直実氏、小梅弥一氏、菅田直文氏に御尽力をいただいた。ここに厚く御礼申し上げたい。

昭和50年11月

編 者

序 文

複式簿記の本質を形式的に考えれば、木村和三郎教授のいわれたように次の二点にある。

第一は勘定形式を用いること。

第二は複記すること、したがって勘定間の関係として貸借の平均が維持されること。

このように考えれば、複式簿記は勘定形式を用いて、勘定間の関係に数学上の公理の一つを応用して、一定の数的関係を保持するための記帳組織にすぎないことになる。

複式簿記は形式的には計算形式間の計算上の連絡として借方合計と貸方合計の平均をたえず維持するのが簿記と云うことになる。

その場合、貸借平均の原理を勘定相互の関係を維持するのにすべての勘定へ記入することを複式記入といわれる。

ところが、一般に複式簿記は貸借対照表と損益計算書とをつくり、損益を構成する内容つまり損益の二重表示を明らかにするものといわれるのは企業複式簿記の役割なのである。

このように、今日、複式簿記といわれるものは企業複式簿記を意味し、期間損益決定の計算手続も企業複式簿記であるためにおこなわれるものである。

ペイトンもかつて、試算表の作成すなわち貸借平均の原理という計算上の統制が複式簿記の本質としているが、さらに効用にまで進め、形式的な計算統制に複式簿記の本質を求めている。

このような計算手続きが長い歴史と伝統をもつ人間がうみだした共同の相続財産として存続しているのに、種々なる説明や解釈がなされて、複式簿記が神秘性にとりまかれてきたことも事実である。それに複式簿記が企業にとり入れられて企業複式簿記となった点が歴史的な必然なのか、それとも偶然的事実であったのか会計史研究家にも定説はない。

したがって、われわれはたえず、複式簿記体系のもつ論理と経済的な事実、条件、取引を数的に交える場合に用いる方法と一すじの基本的論理の糸を探究しなければならない。

ゲーテが「複式簿記というものが商人にどれほど有益なものであるかを知っているかい、それは、人間精神のうんだ最もりっぱな発明の一つだ。そして、思慮ある一家の長はすべて、自らの経済の経営にとり入れねばならぬだろう。」（ウィルヘルマイスターの徒弟時代 上巻 岩波文庫）とのべているのも周知の事である。

ゾムバルトも「簿記は経済現象を一つの技術的体系に整理し、始めて機械的思考のもとに構成された統一体として種々な現象を表現することができる」とし、「資本主義に内在する精神すなわち営利精神と経済的合理主義の精神とを完全に展開できる可能性と刺戟とが複式簿記によって形成された」（W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*. II. S. 119）とのべている。

このようにゾムバルトは資本主義を離れて複式簿記は考えられない形式と内容の関係にまで展開している。

たしかに今日の複式簿記を考える場合、このようなことはきわめて重要なことである。今日の複式簿記においては、具体的に貸借対照表と損益計算書とを作成し、損益構成の内容を明らかにし、損益の二重表示の命題をもっている。これは企業複式簿記の構造なのである。それは資本家的計算であり、具体的には資本の帰属、所有、源泉等の関係を見捨てることはできない。その意味で企業複式簿記は資本家的意識の勘定の形式的表現とならざるを得ない。

企業複式簿記の教科書は数多く刊行されている。単なる計算形式として超歴史的なもの、技術概念を中心とするものもあれば、記録の内容に本質を求める歴史的、経済的概念であるとの主張もみられる。

われわれがここにあえて複式簿記として上梓した本書も企業複式簿記であって、それは企業において展開される経済活動を資本計算として貨幣評価をもって、有機的に把握し、企業資本の統一的な管理と統制を行うための手段であるので、資本家の意識に反映された会計現象にもとづいて計算、記録されたものを問題としていることは当然である。

本書は大学における簿記教科書としてまとめあげたもので、きわめて限定された

範囲にとどまらざるを得なかった。それに執筆も次のような人たちによって分担された。

第一章～第三章	中 村 美 智 夫（明治大学）
第四章～第六章	鈴 木 一 道（大東文化大学）
第七章～第九章	加 藤 吉 則（立正大学）
第十章～第十二章	鈴 木 明 男（千葉敬愛経済大学）
第十三章・第十六章	前 林 和 寿（札幌大学）
第十四・十五・十七章	鈴 木 孜 彦（立正大学）

以上の諸君が原稿をもちより、相互に問題を全員で長期に亘って、討議し、相互に問題点を指摘し、修正し、全般的な調整をしてできあがったものである。

多くの研究者によって執筆された関係上、理論上の一貫性や個性的な積極的な創造性に欠けているのは否めないしまった、斬新的なものを企図したものでもなかった。しかし、簿記教授経験をふまえて全員での激しい討論を繰りかえされたため個人的な独断や誤解、誤謬はかなり避けることができたものと自負している。勿論、意にみえない点も多々あるので今後、先学諸氏のきびしい御叱声と御教示によって、これらの欠陥は是非補正してゆきたいと念じている。

最後に出版に尽力を惜まれなかった森山書店の菅田社長をはじめ小梅弥一氏・菅田直文氏の献身的な協力がなければ本書は生れなかったことを思うとき厚く感謝申し上げる次第である。

昭和48年2月

三鷹台にて 松 尾 憲 橘

目 次

第Ⅰ編 複式簿記の原理と機構

第1章 複式簿記の対象と機能	1
§ 1 複式簿記の対象	1
§ 2 複式簿記の機能	4
§ 3 複式簿記と会計法規	6
第2章 複式簿記の基礎	10
§ 1 企業の資産と持分	10
§ 2 収益・費用と期間損益計算	13
§ 3 取引と複式記入	17
第3章 複式簿記の構造	21
§ 1 勘 定 記 入	21
§ 2 仕 記	24
§ 3 取引より元帳決算まで	29

第Ⅱ編 取引の処理

第4章 資産勘定の処理	47
§ 1 流動資産の勘定	48
§ 2 固定資産の勘定	57
第5章 負債・資本勘定の処理	61
§ 1 流動負債の勘定	61
§ 2 固定負債の勘定	64
§ 3 偶発債務の諸勘定	65
§ 4 資 本 の 勘 定	66
第6章 収益・費用勘定の処理	68
§ 1 営業収益の勘定	68

§ 2 営業外収益の勘定	68
§ 3 営業費用の勘定	70
§ 4 営業外費用の勘定	73
第7章 商品売買取引の処理	74
§ 1 分記法と総記法	74
§ 2 商品勘定の分割	77
第8章 手形取引の処理	83
§ 1 手 形 の 意 義	83
§ 2 手形取引の処理	86
§ 3 手形の裏書譲渡	87
§ 4 手形の取立委任と割引	88
§ 5 手形の更改と不渡手形	90
§ 6 金 融 手 形	91
§ 7 荷付為替手形（荷為替）	92
第9章 特殊売買取引の処理	93
§ 1 未 着 商 品	93
§ 2 委託受託売買	94
§ 3 先 物 売 買	99
§ 4 割賦販売取引の処理	100
§ 5 試 用 販 売	102

第Ⅲ編 決算の仕方

第10章 決 算 準 備	103
§ 1 決算の目的と手続き	103
§ 2 損益計算と決算準備	104
第11章 決 算 整 理	116
§ 1 資 産	116
§ 2 負債、引当金	129
§ 3 収益・費用の見越と繰延	131

§ 4 精 算 表	133
第12章 財 務 諸 表	136
§ 1 財務諸表の特質と体系	136
§ 2 損 益 計 算 書	140
§ 3 貸 借 対 照 表	142
§ 4 利益金処分計算書	145
§ 5 補 助 財 務 諸 表	145
第IV編 取引記録の仕組	
第13章 帳簿及び帳簿組織	163
§ 1 帳 簿	163
§ 2 帳 簿 組 織	182
§ 3 伝 票 会 計	193
第14章 機 械 化 簿 記	195
§ 1 部分的機械化簿記	195
§ 2 総合的機械化簿記	196
第15章 行 列 簿 記	201
§ 1 行列簿記における取引記録の仕組	201
§ 2 行列簿記の具体例	204
第V編 特 殊 会 計	
第16章 株 式 会 社 会 計	209
§ 1 自 己 資 本	209
§ 2 社 債	215
§ 3 繰 延 資 産	217
第17章 連 結 合 併 会 計	220
§ 1 本 支 店 会 計	220
§ 2 連 結 会 計	230
§ 3 企業合併会計	241

第 I 編 複式簿記の原理と機構

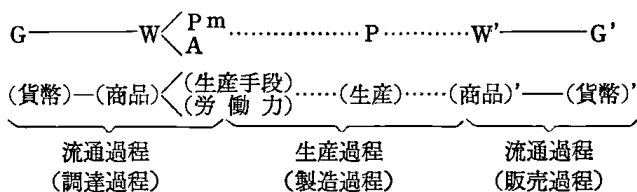
第 1 章 複式簿記の対象と機能

§ 1 複式簿記の対象

複式簿記 (double-entry bookkeeping) は企業資本の運動を対象とする。企業資本の運動過程は、製造企業 (およびその他の生産企業)、商業企業、金融企業、においてそれぞれ異なるが、典型的には製造企業にみられる。

製造企業では、利潤を獲得するためにまずいくらかの資本が貨幣の形で投下される (これを出資または元入という)。企業資本の投下は、土地、建物、機械などの貨幣以外の財貨をあてることもあるが、貨幣の形でおこなうのが普通である。つぎにその貨幣は、製造活動に必要な設備、原材料などの生産手段と労働力を購入するために使用され、製造過程でこの労働力と生産手段が結びつけられて新しい生産物がつくりだされる。さらにこの生産物が販売されて、投下された企業資本が再び貨幣の形で回収され、それと同時に利潤が獲得される。

この企業資本の運動過程は、つぎのようにして示される。



製造企業における企業資本の運動過程は、 $G-W\left\langle \begin{array}{c} P^m \\ A \end{array} \right.$ という貨幣が生産資本に転化する過程、製造過程で $W\left\langle \begin{array}{c} P^m \\ A \end{array} \right. \cdots P \cdots W'$ という生産資本が商品資本に転化する過程、さらに販売過程で $W'-G'$ という商品資本が貨幣資本に転化する過程から成りたっている。このように製造企業では、貨幣の形で投下された資本が最後に再び貨幣形態に復帰するのであり、これは資本の循環とよばれる。しかも資本の運動過

程においては、原則として以前よりも多額の貨幣が回収されるのであり（最後の G' は最初の G よりも量が大いことをあらわす）、これは資本の増殖とよばれる。このようにして、投下された製造企業の資本は循環と増殖の過程をくりかえすのである。

このような循環運動をおこなう資本を産業資本とよんでいる。社会的総資本の運動も産業資本の運動と同じ公式であらわされるが、社会的総資本においては最初と最後の流過程が独立して存在するようになり、これが商業企業における商業資本である。

商業企業における資本の運動過程は、つぎの公式によってあらわされる。

$$\begin{array}{c}
 G \text{ ——— } W \text{ ——— } G' \\
 \text{(貨幣)} \text{ ——— } \text{(商品)} \text{ ——— } \text{(貨幣)}' \\
 \underbrace{\hspace{1.5cm}} \quad \underbrace{\hspace{1.5cm}} \\
 \text{流過程} \quad \text{流過程} \\
 \text{(購入過程)} \quad \text{(販売過程)}
 \end{array}$$

商業企業は産業資本の運動過程でつくりだされた商品を購入し、これを転売するので、その運動過程は生産過程を含まない。しかし、商業企業の資本の運動過程もまた商品を購入してこれを他に転売するたんなる循環過程ではなく、以前の貨幣がより多額の貨幣となってもどってくる回収の過程でもある。

商品資本が商業資本として独立するのと同じように、社会的総資本の運動過程では貨幣資本もまた貸付資本として独立する。貸付資本は一定の利子を得てその資本の一部を一時的に他の企業に貸付ける資本のことであり、その運動過程は普通、銀行やその他の金融企業にみられる。金融企業におけるこの資本の運動過程は、生産過程も流過程も含まないのが特徴で、つぎの簡単な公式で示される。

$$\begin{array}{c}
 G \text{ ——— } G' \\
 \text{(貨幣)} \text{ ——— } \text{(貨幣)}'
 \end{array}$$

この運動過程もまたたんなる循環過程ではなく、 G から G' への価値回収の過程も含んでいる。

以上、製造、商業、金融の各企業における資本の運動過程をみてきた。これらの企業資本はいづれも運動することによって、つぎつぎにその形態を変化するとともに最終的には投下資本を回収し、さらに原則的には最初の貨幣よりも大きな貨幣を受けとるのである。つまり利潤を獲得するのであり、この利潤は、 $G' - G = g$ （利

潤)の公式で示される。

複式簿記は、このような企業資本の運動過程を把握するために生成し発展してきたのであるが、資本は利潤を獲得するために投下され運用されるのであるから、たんに企業資本の循環過程を記録・計算するのではなく、企業資本の価値増殖・回収過程も明らかにしなければならない。したがって、複式簿記では企業損益の計算が第一義的である。しかしながら、獲得した利潤はその一部が企業の利害関係者に分配され、他の部分が企業に蓄積され、資本の循環過程に再投資されるので、複式簿記は、これらの分配過程も記録・計算しなければならない。

このような利潤の獲得および分配の計算がおこなわれるためには、最初に資本として投下された貨幣が種々の形態変化をとげたのち、最終的には再び貨幣に復帰していなければならない。しかし現在の企業活動は終点のない継続的活動であり、事業の解散以外に投下資本の全額が同時に貨幣に復帰することはない。継続的営業における経営活動は、最初の資本投下がおこなわれ、そのあとつぎつぎに追加投下が加えられてゆくという仕方でおこなわれるので、資本運動のどの段階でも企業資本のいずれかの部分がつねに存在して機能しているということになる。もしこのようにしなければ、企業資本の運動の中に企業資本の機能しない空虚な段階が生じ、収益性を低下させることになる。そこで、継続的営業における資本運動はつぎのように書きあらためられねばならない（馬場克三・内川菊義共著「基本簿記概論」21頁）

$$\begin{aligned}
 &G-W \cdots P \cdots W'-G' \\
 &G-W \cdots P \cdots W'-G' \\
 &G-W \cdots P \cdots W'-G' \\
 &G-W \cdots P \cdots W'-G' \\
 &G-W \cdots P \cdots W'-G' \\
 &G-W \cdots P \cdots W'-G'
 \end{aligned}$$

企業活動に終点がなく、このような仕方では企業資本の運動がおこなわれるようになると、 $G'-G=g$ という簡単な仕方では利潤を計算することは不可能となり、もっと複雑な方法が考えられねばならない。すなわち、資本運動を任意の一定期間に区切って、その期間の企業資本の運動を記録・計算するという方法がとられざるをえない。期間損益計算の登場であり、現在の企業損益の計算は半年あるいは一年を

期間とした期間損益計算をたてまえとしている。(利潤は経済学上の概念であり、他方、利益は収益と費用の差額としての会計学上の概念であって、厳密に言えば両者を同一視することはできないが、ここでは、両者の差異を明らかにすることを省略して、同一のものとして取扱っている。)

さて、以上のべた企業資本の運動過程のうち、製造企業の資本(産業資本)の運動過程を記録・計算するのが工業簿記(industrial bookkeeping)であり、商業企業の資本(商業資本)の運動過程を記録・計算するのが商業簿記(mercantile bookkeeping)である。さらに、金融企業の資本(貸付資本)の運動過程は銀行簿記(bank book-keeping)によって記録・計算される。資本の運動過程を代表するものは産業資本のそれであるが、本書では商業簿記を中心として、複式簿記の原理と構造および方法を考察する。それは、商業企業には生産過程がないので工業簿記よりも商業簿記の方が構造や方法が簡単であって、複式簿記を理解する上で容易であり、商業簿記から簿記の学習に入るのが一般的なならわしとなっているからである。

§2 複式簿記の機能

前述のように複式簿記の機能は第一に企業損益の計算にあった。複式簿記は企業資本の運動を、一方では資産・負債・資本から他方では収益・費用から、しかもそれらが個々ばらばらではなく、有機的な相互関連をもちながら、記録・計算するのである。しかし現代では、複式簿記は、官庁、公共団体、学校、寺院、病院などの消費経済や非営利的な事業、さらに国民経済全体に準用されているが、これらは複式簿記の組織的な記録計算・表示という長所を利用しているだけであって、その特質を十分に生かしているということとはできない。複式簿記は本来営利を目的とする企業においてその機能を最大限に果すものである。

複式簿記が企業損益を適正に計算し、またつぎにのべるように利害関係者に真実な報告をおこなうためには、出資者および債権者から提供された資本が、浪費、窃用、不正、誤謬によってそこなわれることなく、確実に保全されていなければならない。つまり、企業資本の変動の事実と原因を明らかにしてこれを管理することが必要である。複式簿記は企業に投下された資本について、その変動の事実と原因を組織的・体系的に記録・計算するので、企業資本を合目的に管理するためのすぐれ

た機能をもっている。このような機能は通常複式簿記の財産保全機能とよばれている。

これら損益計算機能および財産保全機能以外に、複式簿記にはさらに第三の機能が強調されている。企業は出資者から資本の提供をうけるのみでなく、さらに銀行、他企業および個人からも借入金や買掛債務などの形態で資本の提供をうけ、他方出資と経営の分離によって企業の経営は専門的経営者にゆだねられている。企業資本を運用した結果獲得された利益は、株主には配当、債権者には利子、経営者には役員報酬、また国家には税金という形で、企業の関係者の間で分配される。このように現代では、資本の投下・運用と利益の分配をめぐる多くの利害関係者が存在する。さらに、企業の労働者はみずからの労働力を提供して賃金という形で報酬を受けとり、消費者は企業が生産した財貨や用役を購入するという意味で、これらもまた利害関係者であるといわれている。

利害関係者は企業から大きな影響を受けるが、企業の円滑な経営は利害関係者の利益を保護することによって可能である。利害関係者の保護は企業の適正な状態を明らかにすることによっておこなわれねばならないものであって、そのためには利害関係者に対して、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表による企業の経営成績と財政状態の報告が要求される。このような報告に寄与する機能がまた複式簿記に付加されてくるのである。

しかし以上のべた三つの機能は複式簿記のみで果しうるものではなく、そのためには複雑な企業の経営活動を正しく、しかも整然とした形で、たくみにとらえて報告できる企業会計制度が形成されねばならない。現在の企業会計制度 (business accounting system) は、複式簿記、原価計算、予算統制、経営統計などから構成されているが、そのうちとくに重要な役割を果しているのは複式簿記である。原価計算、予算統制、経営統計などは企業資本の運動の一部分を一面的にとらえるのに対して、複式簿記はそれを全面的に記録し、資産・負債・資本と収益・費用から二面的に計算する。また、原価計算、予算統制、経営統計などは複式簿記と全くはなれておこなわれるのではなく、複式簿記と有機的に結合してはじめてその機能を果すことができるのである。したがって、複式簿記は企業会計の中核をなす会計方法であって、複式簿記を中心とし、母体とすることによって現在の企業会計制度は構成され

ているといわねばならない。

以上のべたところから、複式簿記は企業の損益計算として生成・発展したのであるが、現在では複式簿記が企業会計の中核をなす会計方法であるところから、複式簿記の機能も損益計算および企業財産の保全にとどまらず、企業会計がめざす役割に大きな影響をうけるものといわねばならない。すなわち複式簿記は、企業会計が提供する企業の経営成績と財政状態の報告を通じて利害関係者の保護という機能とも関連し、その社会的意義はますます重視されている。

§3 複式簿記と会計法規

企業会計の社会性が重視されるとともに、企業会計の中心的母体をなす複式簿記の社会的意義もたかまっているので、複式簿記はもはや個々の企業の私的手段として存在するのではなく、種々の会計法規によって規制され、制度化されるに至っている。つぎに、簿記について規定している会計法規および企業会計原則の要点をのべよう。

【1】 商法・商法計算書類規則

まず商法では、第1編総則第5章第32条において、

「商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明ラカニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

② 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」

として、第1項は個人、法人を問わず商人の記帳義務を明記している。第2項では、これらの作成の判断基準として「公正なる会計慣行」を斟酌すべき旨規定しているが、「公正なる会計慣行」の大きな部分は次に述べる企業会計原則が占めると解釈されている。企業会計原則では「正規の簿記の原則」がうたわれている。

そのうえ第33条において、会計帳簿は整然かつ明瞭に記載すべき旨および貸借対照表はこの会計帳簿にもとづき作成すべき旨を明記している。明文の規定はないが、この要件を満たすには複式簿記の採用が必要であろう。このように、複式簿記は商業帳簿作成の解釈および手続の両面から要求されていると考えられる。

さらに商法は、第2編第4章第4節の「会社ノ計算」において、株式会社が作

成する財務諸表の基準を示している。これによれば株式会社の作成する基本的な財務諸表は、「貸借対照表、損益計算書、営業報告書、準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」(商法第281条)である。この規定をいっそう具体化したのが商法計算書類規則(「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」)であり、この規則では、株式会社が作成する貸借対照表と損益計算書の用語、区分、記載方法が詳細に規定されている。

【2】 企業会計原則・財務諸表規則・財務諸表規則取扱要領

企業会計原則(business accounting principles)は、昭和24年7月に当時の経済安定本部に設けられた企業会計制度対策調査会の中間報告として発表された。これは、すべての企業会計の基準を確立し維持することをめざすものであり、法令のように強制力はないが、すべての企業が会計を処理し報告するに当ってはこれに従うことを要請している。

企業会計原則は一般原則の二においてつぎのように規定している。

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない」

これは正規の簿記の原則とよばれ、企業の財政状態および経営成績に関して真実な報告を定期的におこなうために、財務諸表作成の基礎として財産法による方法を排除して歴史的・組織的な方法によらなければならないことを要求している。この原則は必ずしも複式簿記の方法を要求するものではなく、財務諸表作成のために適正な基礎を提供するものであれば複式簿記以外の方法であってよいともいわれている。しかし黒沢教授によれば、正規の簿記の原則には、少くともつぎの二つの条件がみたされなければならない。まず第一は、歴史的記録を保有すること、すなわち一定の記帳原則にもとづいて、企業のすべての収入と支出、すべての財産の購入と販売、その他の企業の資産・負債に発生する取引をその発生の順序にしたがって会計帳簿に記録することである。第二は、組織的記録を保有すること、歴史的記録を定期的に整理して、財務諸表作成の資料を提供できるように、一定の勘定科目にもとづいて資産・負債の増減およびその残高ならびに収益・費用の発生状態に関する会計記録を作成することである(黒沢清著「会計学の基礎」194頁)。複式簿記を適用す